

○国土交通省告示第千百九十三号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(既存住宅状況調査技術者講習の登録の申請)

第三条 (略)

2・3 (略)

4|| 申請書等(第二項の申請書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該申請書等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができず、電子的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法(受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。以下同じ。)をもつて行うことができる。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(既存住宅状況調査技術者講習事務の実施に係る義務)

第七条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により既存住宅状況調査技術者講習事務を行わなければならない。

一〜十二 (略)

十三 講習の課程を修了した者に対し、別記様式第二による修了証明書(当該修了証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下単に「修了証明書」という。)を交付し、又は第三条第四項

改正前

(既存住宅状況調査技術者講習の登録の申請)

第三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

第七条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により既存住宅状況調査技術者講習事務を行わなければならない。

一〜十二 (略)

十三 講習の課程を修了した者に対し、別記様式第二による修了証明書(以下単に「修了証明書」という。)を交付すること。

各号に掲げる電磁的方法により提供すること。
十四～十九 (略)

(既存住宅状況調査技術者講習事務規程)

第九条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した既存住宅状況調査技術者講習事務(以下この条において単に「講習事務」という。)に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～八 (略)

九 修了証明書の交付又は提供及び再交付又は再提供に関する事項
十～十八 (略)

(業務の報告)

第十条 (略)

2 前項の報告書の提出については、当該報告書が電磁的記録で作成されている場合には、第三条第四項各号に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(既存住宅状況調査技術者講習事務の休廃止)

第十一条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の届出書の提出について準用する。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十二条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

十四～十九 (略)

(既存住宅状況調査技術者講習事務規程)

第九条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した既存住宅状況調査技術者講習事務(以下この条において単に「講習事務」という。)に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～八 (略)

九 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
十～十八 (略)

(業務の報告)

第十条 (略)

(新設)

(既存住宅状況調査技術者講習事務の休廃止)

第十一条 (略)

(新設)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十二条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされてい

2 (略)

一～三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、第三条第四項各号に掲げるもののうち既存住宅状況調査技術者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(削る)

(削る)

(削る)

(登録の取消し等)

第十五条 国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該既存住宅状況調査技術者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて既存住宅状況調査技術者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。

一 (略)

二 第八条、第九条、第十一条第一項、第十二条第一項又は第十七条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

る場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

一～三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち既存住宅状況調査技術者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

(登録の取消し等)

第十五条 国土交通大臣は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該既存住宅状況調査技術者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて既存住宅状況調査技術者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。

一 (略)

二 第八条、第九条、第十一条、第十二条第一項又は第十七条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

<p>四〇七 (略)</p> <p>(帳簿の記載等)</p> <p>第十七条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 既存住宅状況調査技術者講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付又は提供の年月日及び証明書番号</p> <p>2〜6 (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第十九条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十一条第一項の規定による届出があつたとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>様式第二 (第七条第十三号関係) (A4) (略)</p> <p>代表者名</p>	<p>四〇七 (略)</p> <p>(帳簿の記載等)</p> <p>第十七条 既存住宅状況調査技術者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 既存住宅状況調査技術者講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号</p> <p>2〜6 (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第十九条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第十一条の規定による届出があつたとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>様式第二 (第七条第十三号関係) (A4) (略)</p> <p>代表者名 印</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。